

第22期第23回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年10月24日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第23回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)10月24日(火)
14時00分～14時45分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、阿部委員、高田委員、
田村委員、小谷地委員、田中委員、富樫委員、傳委員
(11名)
- 4 事務局 事務局長 濱谷 仁
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 菅原 範彰
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
(1) 審議事項
議案第1号 さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について
- 7 議事の顛末

濱谷事務局長

それでは只今から、第22期第23回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶 申し上げます。

委員の皆様には、秋漁が本格化する中、何かとご多忙の所、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、胆振総合振興局水産課の菅原課長をはじめ、関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」となっております。

皆様方には、よろしく審議の程お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶いたします。

本日はよろしく願いいたします。

濱谷事務局長

本日の来賓の紹介につきましては省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中11名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成り立ちました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。阿部委員、富樫委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」を上程いたします。事務局から説明願います。

黒坂専門主任

右上に「議案第1号」と記載された資料をご覧ください。

さくらます船釣りライセンス制についてでございますが、9月26日に開催されました胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会におきまして、本年度につきましても例年と同様に当委員会に対しまして委員会指示の発動を要請することが決定され、ご覧のとおり9月26に付けで当委員会に対し要請がございました。

要請書は、胆振沖合海域においてさくらます資源の保護と輻輳する漁場の円滑な利用を図るため、委員会指示の発動を要請するものであります。

その内容でございますが、2ページ目をご覧ください。例年どおり1の制限期間は12月15日から翌年の3月15日まででございます。4の制限海域は3ページにあります制限海域図のむかわ町から室蘭市沖合5マイル線以遠の、胆海共第27号第二種共有漁業権漁場区域となっております。

次に5ページ目をご覧ください。委員会指示の全文でございます。内容は前年の委員会指示の内容を踏襲したものでございまして、年の変更以外に内容の変更はございません。

1の船釣りのライセンスにつきましましては、先ほどご説明いたしましたとおり12月15日から翌年の3月15日までの制限期間となっております。次に2のライセンスの取得ですが、(1)のライセンスの区分は遊漁船業者とプレジャーボート使用者でありまして、また(2)に船舶ごとの取得義務についても記載しております。

次に6ページ目をご覧ください。3のライセンス取得者の遵守事項として、ライセンス証の常備、章旗の掲揚、釣獲時間の制限、釣果報告の提出などを定めております。

6ページから7ページにかけて遊漁者の遵守事項ですが、昨年と変わらない内容となっております。

8ページの制限海域は、先ほどの要請文のとおりでございます。

9ページから17ページまでは、委員会指示事務取扱要領となっております。内容は前年と同様となっております。要領の内容はライセンス申請に係る事務手続きや釣果報告の様式等について定めております。

なお、議案1号の後ろに参考資料としまして、1-1に承認隻数の推移、1-2に釣獲尾数の推移、1-3に延べ出漁者数の推移、1-4に出航延べ回数の推移を添付しておりますので、参考に後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

意見が無ければ、議案第1号「さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示の発動について」は、原案どおり委員会指示を発動してよろしいでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定いたします。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に皆さんの方から何かございませんか。

小谷地委員

今回の委員会指示は、これはこれで良いのですが、制限期間終わってから4月の末から6月の中ぐらまで、さくらますを狙って1杯の船で30匹だの50匹だの揚げたのと騒いでいるんですね。

ライセンスは、協力金払ってやってこれはこれで良いのですが、結局、同じ魚釣るのに時期過ぎたら野放しになるのは良いものなのかと思っている所があります。釣ったら駄目だったら良いのだけれど、さくらますが釣れていると、かれい釣りの時期だけれども皆がさくらます釣りしかしていないのですね。気持ち的にはいかがなものかと思っています。

岩田会長

それは良くないかもしれないですね。期間が決められているわけですから。

小谷地委員

今日の議案は決定したからこれは良いのですが、期間が過ぎてから釣れるわけですが、たまに釣れるのなら良いですが、さくらますだけを狙って出ているのがいるわけです。今、すぐ情報発信されて30匹釣ったとか50匹釣ったとか騒ぐので、これってどうなんでしょうっていう話なんです。

岩田会長

どうでしょうか。水産課長さん。

菅原水産課長

まず、さけ釣りは海釣りは良いのは皆様ご存じと思いますがさくらますも良いのです。これは一年中良いので、別に春に釣っても良いです。このさくらますライセンスを行っているのは、この期間越冬でさくらますが集中するので、その資源をただ釣られてしま

うのは良くないので守るために規制をかけて協議会がお金を取っています。だからそれを外れた期間は自由に獲って良い訳です。越冬するのを保護する。ただ、その次に科学的に越冬する時期が延びているだったら、ライセンス期間を延ばそうかという話を議論をしなければ。そういう整理をするのかしないのかなので、そういう意見は意見としてそうですねとなりますが、違反ではないのでまだ置いておいて、目に余るようなこのになってきていると言うことで、そういう意見と言うことですね。

小谷地委員

そういう意見です。

岩田会長

目に余るから言っているのですよ。違反でないからって言って。

菅原水産課長

違反じゃないのでやって良いのです。ただ、限度があるので、限度が過ぎてきて資源保護しなければならないですねとなってきたら、当然ライセンスどうするのかと。

小谷地委員

それを言ってしまうと、ずっと思っているのですが海でさけ釣って違反でなくて川で釣ったら違反で法律がそうなっているからって言いますけど、オホーツク網走でさけをライセンス制にしましたよね。だからそうしていかないと。

菅原水産課長

そこは今後の議論です。

小谷地委員

今回はこれで良いですけど、今後はそういう目線でみていかないと。

菅原水産課長

意見としては解りましたし、違反ではないです。

岩田会長

その辺が、我々にしてみればライセンスでお金取って期限が決まっているなかで、期限はずれたら違反でないから釣れるって、それはおかしく思います。

菅原水産課長

もともとフリーなんです。逆なんです。規制しているのを解除して釣っているのではなく元々フリーなのをたがをはめて釣らせないようにしているのです。

小谷地委員

それを言うと同じ魚で川は駄目、海なら良いつて法律でなっていますがけど冗談でないなってなってきます。

菅原水産課長

川は資源のために獲ってはいけなくなっています。

小谷地委員

法律的に言っていることは解るのだけれども、放流して親魚をですね。

菅原水産課長

まず、それを保護しなければならないのかと言うところに立ち返って、必要だったら規制をかける、という風に考えていかなければ駄目です。

小谷地委員

増協とかが経費かけて放しているものを釣るわけですね。

菅原水産課長

この規制をかけるにあたってかなり調査を行っています。11年から12年か経費かけて調査を行っています。調査の結果、資源保護として有効であると結論が出ているので規制をかけることが出来ているのです。意見としては解りました。

岩田会長

ほかに意見ございませんか。なければこの件については、連合海区で延期なり検討して貰うよう私の方から話したいと思います。

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 10月24日

胆振海区漁

会 長

岩田 廣美

議事録署名委員

富樫 明博

議事録署名委員

阿部 重徳